

平成29年度 第24回庁議要旨

日時：平成30年3月19日（月）
午前9時～午前10時10分
会場：庁議室

[審議事項]

1 被災公共施設再建（廃止）方針の進行状況等について（財務部）

東日本大震災により被災した155の公共施設について、再建、廃止等に関する具体的な考え方や取組内容を施設別に示すため、平成24年8月に「被災公共施設再建（廃止）方針」（以下「方針」と表記）を策定した。

方針の進行管理を通じ、被災公共施設の早期再建、効率的な施設整備、統廃合等を進めるもの。

(1) 主な内容

① 方針の変更について（3施設）

取組の方向性を変更する必要が生じた以下の施設について、方針の変更を行う。

No.	施設名称	施設分類	担当部局
1	牡鹿第1保育所	福祉・健康関連施設	福祉部・牡鹿総合支所
2	牡鹿第2保育所	福祉・健康関連施設	福祉部・牡鹿総合支所
3	荻浜保育所	福祉・健康関連施設	福祉部

② 方針の進行状況等について

ア 方針分類の状況

施設ごとの方針を方向性別に「再建」、「廃止」、「検討」の3つに分類、上記①の取扱いを踏まえた施設数は、「再建」が70施設、「廃止」が83施設、「検討」が2施設となり、前年度との比較増減は以下表のとおりとなっている。

前年度との比較

分類	平成28年度	平成29年度	増	減	差引増減
再建	69	70	1	0	1
廃止	81	83	2	0	2
検討	5	2	0	3	△3
合計	155	155	3	3	0

検討中の施設

(ア) 市民プール・・・既存施設は廃止する。代替機能の整備について検討する。

(イ) 牡鹿体育館・・・施設整備の必要性について検討する。

イ 方針の進行状況（平成30年3月31日見込）

方針で示した取組の進行状況を「進行中」、「終了」、「休止中」の3つに分類、上記①の取扱を踏まえた施設数は、「進行中」が33施設、「終了」が117施設、「休止中」が5施設、前年度との比較増減は以下表のとおりとなっている。

前年度との比較

分類	平成28年度	平成29年度	増	減	差引増減
進行中	34	33	7	8	△1
終了	109	117	8	0	8
休止中	12	5	0	7	△7
合計	155	155	8	8	0

〔進行中→終了〕

- ①牡鹿第1保育所 ②牡鹿第2保育所 ③荻浜保育所
④雲雀野グラウンド ⑤雄勝小学校 ⑥雄勝中学校 ⑦上釜会館
⑧中央公民館住吉分館

〔休止中→進行中〕

- ①石巻野球場 ②稲井テニスコート ③旧真野小学校跡地グラウンド
④追波川河川運動公園 ⑤押切沼公園 ⑥桃生多目的グラウンド
⑦にっこりサンパーク多目的グラウンド

※残りの休止中の施設については、仮設住宅の撤去後に再開する方針となっている。

(2) 今後の予定

方針の進行状況等について

平成30年度も引き続き進行管理を行い、方向性が検討されている施設については、方向性決定に向けた調整を実施

2 石巻市災害復興住宅供給計画の改定について（復興事業部）

事前登録状況及び応急仮設住宅入居者を対象とした特定延長届出書の再建意向の確認等により、復興公営住宅の整備戸数を確定した。

整備戸数が確定したことから、計画戸数を整備戸数に合わせて改定するもの。

(1) 主な内容

- ① 市全体の計画戸数を4,700戸から4,456戸に改定し、地区別計画戸数を次のとおり改定する。

(市街地部)

	蛇田	釜大街道	中心	門脇	湊	渡波	河南・河北	合計
改定前	1,230戸	920戸	640戸	150戸	430戸	630戸	100戸	4,100戸
改定後	1,229戸	759戸	631戸	151戸	428戸	579戸	106戸	3,883戸
増減	△1戸	△161戸	△9戸	1戸	△2戸	△51戸	6戸	△217戸

(半島沿岸部)

	石巻半島	河北	北上	雄勝	牡鹿	合計
改定前	40 戸	240 戸	70 戸	100 戸	150 戸	600 戸
改定後	39 戸	224 戸	68 戸	94 戸	148 戸	573 戸
増減	△1 戸	△16 戸	△2 戸	△6 戸	△2 戸	△27 戸

② 整備戸数の確定に伴い整備手法別の計画戸数を追加する。

(市街地部)

整備手法	宮城県代行	UR建設要請	市直接発注	民間買取	民間借上	合計
戸数	1,060 戸	436 戸	369 戸	1,796 戸	222 戸	3,883 戸

(半島沿岸部)

整備手法	市直接発注	民間買取	合計
戸数	3 戸	570 戸	573 戸

(2) 今後の予定

平成30年度 復興公営住宅の整備完了

3 石巻市自死対策推進本部及び石巻市自死対策連絡協議会の設置について（健康部）

国は、自殺者数が毎年3万人を超える深刻な状況を受けて、自殺対策を強化するため平成18年に「自殺対策基本法」を制定した。自殺対策を推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向だが、自殺死亡率は主要先進国の中で最も高く、自殺者数は2万人を超えるなど、非常事態はまだまだ続いている。平成28年の同法改正により都道府県及び市町村に自殺対策の計画策定が義務付けられ、平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、「生きることの包括支援」を基本理念に、社会全体の自殺リスクを低下させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すとしている。

保健、医療、福祉、教育等全庁的な推進体制を構築し、関係機関及び関係団体等の相互の連携を図り、自死対策を推進するもの。

(1) 主な内容

石巻市自死対策推進本部を設置し、本市における自死対策の総合的な推進体制を構築する。また、石巻市自死対策連絡協議会を設置し、関係機関及び関係団体等の相互の連携を図る。

【石巻市自死対策推進本部】

(所掌事務)

推進本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- ① 自死対策の総合的な推進に関すること。
- ② 自死対策計画に関すること。

- ③ 自死対策推進の具体的方策に関する事。
- ④ その他、自死対策の推進に関する事項

(組織)

- ① 推進本部
- ② 幹事会
- ③ 検討部会

【石巻市自死対策連絡協議会】

(協議事項)

協議会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べ、情報交換等を行うものとする。

- ① 自死対策に関わる機関及び関係団体等の連携、活動等に関する事項
- ② 自死対策の計画及びその推進に関する事項
- ③ その他自死対策に関し必要な事項

(2) 今後の予定

平成30年	3月	石巻市自死対策推進本部設置要綱及び石巻市自死対策連絡協議会設置要綱制定（平成30年4月1日施行予定）
	5月	石巻市自死対策推進本部及び連絡協議会（年3回程度開催予定）
～平成31年2月		
	12月	パブリックコメント実施
平成31年	3月	石巻市自死対策計画策定

4 石巻市国民健康保険第2期保険事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健康診査等実施計画の策定について（健康部）

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から「特定健康診査等実施計画」の策定及び特定健康診査・特定保健指導を実施することが保険者に義務付けられ、本市においては、平成20年3月に第1期計画（平成20年度～平成24年度）、平成25年3月に第2期計画（平成25年度～平成29年度）を策定した。

また、平成26年4月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針」が改正され、保険者は健康・医療情報のデータ分析に基づいた「保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定して保健事業を推進するものとされたことから、平成28年3月に第1期（平成28年度～平成29年度）となるデータヘルス計画を策定している。

データ分析に基づいた効率的かつ効果的な保健事業や生活習慣病による重症化予防を推進するとともに、被保険者の健康保持と医療費適正化を図るため、これまでの2つの計画を一体的に策定するもの。

(1) 主な内容

① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）（第1章～第2章、第4章～第7章）

ア 主な内容

保険者が保有する健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業を実施し、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図る。

イ 目標

中長期的な目標：虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症による新規透析患者を減らす。

短期的な目標：虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の共通リスクとなる高血圧、糖尿病、脂質異常症の治療者を増やす。

② 第3期特定健康診査等実施計画（第3章）

ア 主な内容

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査、特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防、早期発見及び重症化予防を図る。

イ 目標

特定健康診査受診率60%

特定保健指導実施率60%

③ 計画期間

平成30年度から平成35年度まで

(2) 今後の予定

平成30年3月 石巻市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健康診査等実施計画を策定

4月 石巻市国民健康保険運営協議会に報告

市民への周知（ホームページ掲載、各種健康関連研修会等）

5 市営住宅家賃減免制度の改正について（建設部）

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸することを目的としており、収入に応じた家賃設定（応能応益家賃）となっている。

また、例外的措置として失業や病気、災害等による支払能力の著しい低下等特別の事情がある場合は、申請に基づき個別に調査した上で家賃の減免を行っている。

現行の減免認定基準においては、減免の判断基準とされる「生活保護と同程度の収入水準」以上の収入を得ている入居者が減免の対象となるケースが見られ、例外的措置とされる制度の趣旨と現状の運用に乖離が見られる。

家賃減免制度の見直しにより、真に生活に困窮する入居者を減免対象とした運用を図るもの。

(1) 主な内容

減免が必要な真に生活に困窮する入居者を対象とし、よりの確な運用の実施及び市内県営住宅との整合性を図るため、県営住宅に準じた制度の見直しを行う。

① 家賃減免基準の見直し

減免対象とする収入基準を、現行の所得税法上の基準から生活保護基準に改める。

② 最低負担額の設定

応益性の確保及び市営住宅の持続的な管理費の確保の観点から、全額免除を廃止し、最低限の維持管理に係る費用を減免後の入居者負担額として、本来家賃の2割を最低負担額とする。

③ 全額減免の特例

生活保護受給者が長期入院等により家賃給付が停止された場合には、全額減免することができるものとする。

(2) 今後の予定

平成30年3月 石巻市営住宅条例施行規則の一部改正（平成30年4月1日施行予定）

4月～ 市報やホームページ、入居者に配布する情報紙等により周知

[報告事項]

1 組織の見直しについて（財務部）

平成30年度は、震災復興基本計画に掲げる発展期の初年度であり、多くの復旧・復興事業が進み、復興の姿が見え始めてきた状況にある。今後も復興事業の推進と合わせ復興後の地域の発展を見据え、各種事業の進捗や行政課題にあわせた組織体制の見直しが必要となっている。

復興後の地域の振興や基盤整備の促進、各種行政課題に対応するとともに、復興事業で完了の見通しが図られた組織の改編を行うもの。

(1) 主な内容

① スポーツ交流施策の体制強化

プロスポーツ事業やオリンピック・パラリンピック事業等を推進するため、地域のスポーツ交流施策の推進を図る「スポーツ交流推進室」を設置する。

② 一般廃棄物最終処分場整備の体制強化

一般廃棄物最終処分場整備の事業推進を図るため、「最終処分場建設推進室」を設置する。

③ ニホンジカ被害対策の体制強化

ニホンジカによる農林業への被害等の対策を図るため、「ニホンジカ対策室」を設置する。

④ 道路整備事業の体制強化

道路整備事業の推進を図るため、道路課を、通常建設事業等を所掌する「道路第1課」と災害復旧及び復興関連事業等を所掌する「道路第2課」に分割する。

⑤ 復興事業の進捗に伴う再編

「市街地再開発整備課」と「区画整理第1課」を統合し、「市街地整備課」を設置する。

「区画整理第1課」の統合により「区画整理第2課」を「区画整理課」に課名変更する。

「用地管理課」を「集団移転推進課」に、「学校施設整備室」を「学校管理課」にそれぞれ統合する。

(2) 今後の予定

平成30年3月 組織見直しに伴う関係例規の改正（平成30年4月1日施行予定）

2 石巻市生活困窮世帯の子どもの学習支援事業における支援対象者の拡大について（福祉部）

本市では、生活困窮世帯の子どもの貧困の連鎖を防止する目的で、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒及びその保護者を対象に本事業を実施しているところである。

来年度から、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度において、貧困の連鎖を防ぐための支援の強化を目的に、学習支援事業に生活習慣・環境の向上の取組が明確化されることや生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援について制度見直しが行われることとなったため、本市としても高校進学後の生徒への支援が求められている。

支援対象生徒の上限を高校生までに引き上げ、また、対象者とする要件を拡大することにより、高校中退防止や高校進学を希望する高校未進学者に対する支援を可能とするもの。

(1) 主な内容

石巻市生活困窮世帯の子どもの学習支援事業を次のとおり拡大する。

	改正	現行
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校受験のための進学支援や授業内容の予習復習、学び直しの場の提供 日常生活習慣の形成、子どもが安心して通える場の提供 保護者に対する子どもの養育に関する情報提供 <u>高校中退防止のための個別相談の実施、事業参加者へのフォロー</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校受験のための進学支援や授業内容の予習復習、学び直しの場の提供 日常生活習慣の形成、子どもが安心して通える場の提供 保護者に対する子どもの養育に関する情報提供
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯及び準要保護世帯 自立相談支援機関によるプランで支援を決定した生活困窮世帯 <u>その他、市が本事業による支援が必要と認める者</u> <p>いずれも小学校4年生から<u>高校生</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯及び準要保護世帯 自立相談支援機関によるプランで支援を決定した生活困窮世帯 <p>いずれも小学校4年生から中学校3年生</p>

※平成30年2月末現在の利用人数

合計30名（小4生1名、小5生2名、小6生9名、中1生4名、中2生8名、中3生6名）

(2) 今後の予定

平成30年3月 石巻市生活困窮世帯の子どもの学習支援事業実施要綱の一部改正

（平成30年4月1日施行予定）

4月 新年度事業開始

3 石巻市小学校入学祝金支給事業の拡充について（福祉部）

石巻市小学校入学祝金支給事業については、平成29年度から宮城県小学校入学準備支援事業補助金を活用して、第3子以降の子が小学校に入学する際に、入学祝金として30,000円を支給しているが、子育てで最も負担感が大きいとされる教育費への経済的支援の更なる拡充が求められている。

第2子以降の子を監護する保護者等に対して小学校入学祝金を支給することにより、少子化対策の推進及び子育て家庭等における経済的負担の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

- ① 第2子以降の子が小学校に入学する年の5月1日に市内に住所を有する保護者等に対して入学祝金を支給する。
- ② 入学祝金の額は、子1人につき30,000円とする。

③ その他

ア 対象児童の入学先は、国公立・私立学校の別は問わず、市内に在住するすべての児童を対象とする。

イ 生活保護受給世帯、就学援助費受給世帯についても、併給を可能とする。

ウ 対象世帯に対する所得制限は設けない。

エ 対象児童の兄姉の年齢による制限は行わない。

(2) 今後の予定

平成30年3月 石巻市小学校入学祝金支給要綱の改正（平成30年4月1日施行予定）

5月 申請受付開始

4 保育士就職支援事業について（福祉部）

当市を含め、全国的に保育施設の利用希望者は増加傾向にあり、多くの自治体で待機児童が発生している。そのため、待機児童の解消に向けて保育施設の整備を進めているが、慢性的な保育士不足により、人員の確保に苦慮している状況にある。

保育現場での基準を満たした適正な保育士数の配置と待機児童の解消のため、保育士の確保が課題となっている。

保育士資格を有し、民間事業者が運営する市内の保育所、認定こども園又は小規模保育事業所(以下「私立保育所等」と表記)において常勤保育士又は常勤保育教諭として新たに就職する者に対し、補助金を交付することにより、保育士の就職、資格取得の促進、離職防止を図り、安定した保育人材を確保するもの。

(1) 主な内容

①概要

私立保育所等に常勤保育士又は常勤保育教諭として新たに勤務する者に対し、就職支援金・資格取得支援金を助成する。

②対象者

ア 就職支援金

(ア) 石巻市に住所を有する者

(イ) 市内の私立保育所等に、雇用期間の定めのない保育士として新たに就職し、2年以上継続して勤務する者

(ウ) 私立保育所等に就職した日から過去1年以内において、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、認可外保育施設において保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として勤務したことがない者

イ 資格取得支援金

就職支援金の対象の者のうち、保育士試験により保育士資格を取得し、当該資格取得の1年前の日から市に住所を有し、かつ当該資格取得から1年以上経過していない者

ウ 助成額

交付時期	就職支援金		資格取得支援金
	転入者	その他	
1年目	20万円	10万円	最大10万円
2年目	10万円	10万円	—
計	30万円	20万円	最大10万円

エ 助成人数（年間予定）

就職支援金 20人

資格取得支援金 20人

(2) 今後の予定

平成30年3月 石巻市保育士就職支援事業費補助金交付要綱制定
(平成30年4月1日施行)

[その他]

- ・石巻市防災集団移転促進事業竣工式典について（復興事業部）
- ・自殺対策強化月間キャンペーン実施要領について（健康部）

以上